

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（令和元年度～令和5年度）の考え方～

（函館市）

本市の森林面積は約52,820ヘクタールで、行政区域面積の約78%を占めており、そのうち、市有林は約5,287ヘクタール、公有林を除く一般民有林（私有林等）は約16,272ヘクタールあります。

本市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林の整備を促進してきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本市では、次の方針に基づき、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林が50%（全国：30%）を占めており、計画的な森林の整備が進められていますが、森林の整備を一層促進するため、森林環境譲与税を活用し、地球温暖化や山地災害の防止など森林の公益的・多面的機能の発揮に貢献する森林整備を推進します。

また、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、森林経営計画への参画を促進するとともに、森林経営管理法に基づき、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけます。

2 人材育成・担い手確保

本市管内で北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は15社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

本市では森林資源の有効利用等を図るため、道南地区で取り組みを行っている「はこだて森林認証推進協議会」に加盟し取得したSGEC森林認証を通じ、地域材の付加価値向上を図るとともに、公共建築物等の木造化・木質化を推進します。

4 普及啓発・木育の推進

本市では、森林が持つ地球温暖化および土砂災害の防止などの公益的かつ多面的な機能を発揮させるためには、適切な森林整備や森林資源の循環利用が必要だという意識の醸成を図るため、各種啓発活動・木育活動を推進します。